

# 大垣青年重役会

## 第46年度 第2回長期計画委員会 議事録

1. 開催日時 平成23年11月21日(火) 19:00~21:00
2. 開催場所 イオンタウン大垣 EAST棟 2階 コミュニティホール Aホール
3. 出席者 第46年度執行部・役員 16名 会員 11名 計27名
4. 講師 社団法人岐阜県薬剤師会事務局長 宮川訓男先生
5. 議事(講義内容)

### I 新制度の法人経営

(1) 基本原則・・・準則主義、定款自治、自己責任の三原則がある。

(2) 経営の三大原則

1. 組織体制・内部統治(ガバナンス)・・・組織における意思決定(総会)、それに基づく業務の執行(理事・理事会)、これの監督(監事、総会、理事会、会員等)
2. 透明性と説明責任(ディスクロージャー)・・・業務の状況、財務の状況、組織内部に限らず債権者も開示請求(公益法人は何人も)
3. 法令遵守(コンプライアンス)・・・善良なる管理者の注意義務、忠実義務、競合及び利益相反取引の制限義務

ほぼ、会社法と同じ原則である。

### II 一般社団法人に関する法律の規定

(1) 法人の設立

1. 定款の作成

社員となるもの2名以上が共同して作成。全員が署名又は記名押印。公証人の認証  
社員となるものの資格は、定款に自由に定めることができる。

定款の記載事項

絶対的記載事項・・・必ず規定しなければならない事項

目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度

相対的記載事項・・・定款に記載すれば効力が発生する事項

社員の経費支払い義務、理事会、監事、会計監査人、理事会の決議省略、理事の責任限定規定、外部役員との責任限定契約、基金等

任意的記載事項・・・その他法令に反しない任意の事項

議長、顧問、事務局等

無効とされる定款の規定

社員に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を与えること

(定款に規定がなくても、社員総会で決議することもできない)

法人法に定める社員総会の議決事項を理事、理事会等社員総会以外の機関が決定できること

絶対的記載事項(3)の(3)を削除

2. 名称・・・名称中に「一般社団法人」の文字

3. 登記・・・定款に公証人の認証を受け、主たる事務所の所在地において設立登記することにより成立

## (2) 機関設定

社員総会（社員2名以上）→必置、理事（1名以上）→必置、会計監査人→大規模法人は必置  
理事会→任意、監事（1名以上）→任意（理事会設置法人、会計監査人設置法人は必置）

当会は社員総会（総会）+理事（役員）+理事会（役員会）+監事（監査役）の四機関

## (3) 各機関の権限等

### 1. 社員総会

- ・ 法人に関する一切の事項を決議できる権限を持つ。当会は法人法・定款に定める事項に限る。  
（理事会設置を設置しているため）
- ・ 議決権に差異を設けることができる。（当会は1人1票）
- ・ 特別議決事項として社員の除名、監事の解任、役員等の損害賠償の一部免除、定款の変更、事業の全部譲渡、社員総会の決議による解散、解散法人の継続、合併契約等
- ・ 決議方法は普通決議（過半数の出席・その過半数の決議）、特別決議〔総議決権の3分の2以上決議数は定款で比率を上げることが可〕、代理人又は書面による議決権の行使が可能

### 2. 理事会

- ・ 業務執行に関する決定、理事の業務執行の監督、代表理事・業務執行理事の選任・解任の権限を持つ。
- ・ 決議方法は過半数の出席・その過半数の決議〔定款で特別議決事項を定めることができる〕代理人又は書面による議決権の行使は不可〕、全理事が書面により同意する事項については、決議があったとみなすことを定款に定めることができる。監事が異議を唱えたときは不可
- ・ 議事録署名 出席した理事及び監事。定款で代表理事と監事とすることができる。

### 3. 監事

- ・ 権限として単に会計の監査だけでなく法人運営全般の監督をする、法人に損害を与えるおそれのある理事の行為の差し止め請求をする、会計監査人選任に関する議案に対する同意等がある。  
監事→会計監査人に訂正、霜害→損害に訂正

## (4) 役員

- ・ 欠格条項には法人、成年被後見人、刑に処せられ一定期間経過していない者がある。
- ・ 任期は理事が2年（定款で短縮が可）、監事は4年（定款で2年まで短縮可）である。
- ・ 社員総会にて選任される。また、社員総会（理事は普通議決、監事は特別議決）にて解任される。
- ・ 悪意又は重過失による第三者への損害、利益相反取引、職務怠慢により被った法人の損害を理事の連帯責任で賠償する。

## (5) 計算

- ・ 会計原則として一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うようにする。
- ・ 会計基準は平成16年会計基準で良い。ただし、公益社団法人を目指す場合は平成20年会計基準にする必要がある。
- ・ 計算書類として貸借対照表・正味財産増減計算書及び附属明細書、財産目録がある。
- ・ 貸借対照表を公告する義務がある。

## Ⅲ 一般社団法人の税制

### (1) 法人税

1. 課税対象・・・非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税。それ以外の法人は、法人税法上、普通法人（会社と同じ）
2. 非営利性が徹底された法人の要件
  - ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
  - ② 解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。

③上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む）をしたことがないこと。

### 3. 共益的活動を目的とする法人の要件

①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。

②定款等に会費の定めがあること。

③主たる事業として収益事業を行っていないこと。

④定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。

⑤解散したときにその残余財産が特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。

⑥上記①から⑤まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと。

当会は2、3の要件を満たしていると思われる。

4. 税率・・・税率30%（年800万円以下の所得については22%）

5. その他・・・印紙税については従来どおり（定款、受取書について課税対象外）、登録免許税・利子課税については課税、設立時に税務署への届出が必要・・・抜き打ち検査の可能性有り。

## IV 公益認定制度

(1) 根拠・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に課する法律に基づき内閣総理大臣又は都道府県知事が認定

(2) 公益目的事業・・・学術、芸妓、慈善その他公益に関する事業（認定法別表23の類型）等不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

(3) 主な認定基準・・・経理的基礎を有すること、技術的能力を有すること、特別の利益を与える行為を行わないこと、収支相償であること（収支トントンか赤字）、公益目的事業費率が50%以上であると見込まれること、遊休財産額が制限を超えないと見込まれること（認定基準は18項目存在する。）

(4) 公益認定の効果・・・公益社団法人という名称が使えること（ステータスUP）  
税制上の優遇（寄付した人が免税となる。寄付を受けやすくなる。）

(5) 行政庁による監督と規制・・・必要な限度において「報告徴収」「立入検査」の実施、取消事由該当の疑いのある場合「必要な措置の勧告」、勧告に従わなかった場合の「命令」、最終的な「公益認定の取り消し」、公益認定取消後の一般法人化及び公益目的財産の処分

公益社団法人に申請、認可後は、事実上、一般社団法人に戻れない。

## V 大垣青年重役会定款における若干の留意点

①第21条 議決、第33条第1項 議決

議長は会員として議決に加わる権利を有しない→1会員1議決権に反するおそれがある。

②第27条第2項 職務

会長が欠けたときはその職務を代行する→代表権は代行できないと考えられている。

改めて（速やかに）新会長を決める必要がある。

③第28条第1項 任期

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする→法人法63条2項の補欠役員の選任は、役員選出時にあらかじめ選出することを意味する。任期途中で選任したときはそこから2年となり、任期を短くすることはできないと考えられている。

退任届（辞任届）を提出する必要がある。

④第35条 議事録

出席役員のうちから指名した署名者2名及び議長→法人法95条3項では出席したすべての理事(定款で代表理事とすることができる)及び監事としている。但し法務局に提出する場合(役員の変更等)は理事全員の署名がいる。

⑤その他

今回の制度改革において、法人の運営に関する細かい規定まで法律に定められている。運営に当たっては、定款・諸規程だけでなく、法律の規定も確認することが必要。

## VI 質問に答えて

①お金の管理・運用について

答：総会又は理事会の決議に基づき、会社と同様に取扱いできる。

②会計全般について(決算等)

答：決算書としては、法人法で貸借対照表・正味財産増減計算書(損益計算書)及び付属明細書を義務づけし、会計基準ではキャッシュフロー計算書(大規模法人のみ)、財産目録も作成することとしている。収支計算書は作成しなくてもよい。

③年度当初の不確定だった予算が、事業確定により正式に決まったときに食い違いがあった場合は補正予算は必要であるのか。つまり、どの程度予算に拘束されるのか。

答：法人法では、総会の決議事項は事業報告及び決算とし、柔軟な事業展開ができるよう、事業計画や予算は理事会決議事項と考えている。理事会の決議事項であれば予算補正の機会は多い。予算と食い違う決算については、法人法、会計基準上の問題というよりも監査や決算を承認する総会においてどのように判断するかということと考えられる。なお、予算の補正は、科目ごとに、収入が予算を大きく下回るもの、支出が予算を超える場合に行われる。

④予算の書式及び内容が今までとは違うが、その点について聞きたい。

答：正味財産増減計算書(損益計算書)の形式で作成。科目の構成、事業の区分等については、16年会計基準と20年会計基準では違いがある。

⑤法人化しないとできないことは何か。また、法人化することでできるようになること。

答：法人は、人と同じように権利能力、行為能力を持つ。例えば、財産や権利の登記は、法人でないとできない。法人格をもたない団体の場合は、代表者個人又は構成員の共有となる。具体的には、それぞれの法律により取扱いが異なる。

⑥定款登記時に必要な手続きや提出する書類等を知りたい。

答：法務局のホームページによると、定款、設立時社員の決議書(設立時理事や事務所の所在地など)、設立時代表理事の選定に関する書面、設立時理事・設立時監事・設立時代表理事の就任承諾書、設立時代表理事の印鑑証明書、代表理事印の印鑑届書、委任状(代理人が登記する場合)となっている。

⑦定款以外に必要な規程は何か。

答：定款の内容からみて、おおむね次の規程が考えられる。

総会運営規程、会員規程(入退会・会費)、懲戒規程、理事会運営規程、情報公開規程、会計規程・旅費規程、慶弔規程、表彰規程等

## VII 質疑応答

①先生が指摘された留意点は変更しなければいけないものか。

答：議事録の署名人等、明らかに法律と異なる部分は変更した方がよいが、あとは、しばらくやってみて不都合が出たところをある時期にまとめて変更すれば良い。

②ホームページに載せる会計書類は何か必要か。

答：貸借対照表が公告されていればその他は必要ない。

③総会の委任状は現行どおりで良いのか。

答：本来は事前に議決内容を送付して、それに対しての承認または否認かを聞く必要がある。ただ、総会にて別の意見が出た場合、委任状は自動的にそれについては反対となる。

④総会で決定することと、理事会で決定することにはどのような規定があるか。

答：会員の権利に関することは総会（定款）で、会の運用・運営に関することは理事会（役員会）で決めると良い。

（例）総 会・・・総会運営規定、会員規定、懲戒規定等

理事会・・・理事会運営規定、情報公開規定、会計規定、旅費規程、慶弔規定、表彰規定等

⑤予算は常に総会での承認が必要であるか。

答：予算案および事業計画案は理事会承認でも良い。結果が重要である。

⑥総会の議事録署名人は法律で決まっているのか。

答：法律では規定がない（任意規定である）。総会運営規定を作成し決めればよい。

⑦任期の途中（2月）で法人化されるが、その場合の役員の任期は？

答：通常どおりで問題ない。任期が終わったときは退任届（辞任届）を提出すればよい。

⑧定款は既に公証人役場および総会で承認されている。留意点、問題点を変更する場合の手順は登記の前後ではどちらがよいか。

答：どちらでもよいが、スムーズなのは登記の後の変更であると思われる。

再度定款を作りなおすと公証人役場の費用が余分にかかるし、総会による承認も必要なため。

以上をもって全ての議事（講義）を終了し、21時00分に閉会した。

議事録作成

長期計画委員会委員長 佐竹 紀皇

同 副 委 員 長 中島 繁樹

平成23年 月 日 議事録署名人 氏名

氏名

上記は議事録の謄本であることを証明します。

平成23年 月 日

会長